# Foreign Currency Debts and Procedure of Garnishment

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者:
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10685

# 外国通貨債権と民事執行

とりわけ銀行取引との係わりにおいて

## 淺 木 愼

### 目

- 一、本稿の目的
- 二、外国通貨債権を執行債権とする本邦通貨債権に対する執行手続き(外国通貨の給付を求める債務名義に基づく 本邦通貨債権の差押え)
- 英国 Choice Investments Ltd. v. Jeromnimon 事件の検討
- 四、本邦通貨債権を執行債権とする外国通貨債権に対する執行手続き(本邦通貨の給付を求める債務名義に基づく 外国通貨債権の差押え)-- 本邦居住者外貨預金の差押えについて

# 本稿の目的

幣として外国通貨を選択することを許されるか否かという問題は、 一国の居住者が、内国取引を通じて、金銭債権(金額債権)債務の帰属主体となるとき、当該債権債務の勘定貨(1) 一国の為替管理のみならず民事立法と密接に係

下しておれば、その居住者は、内国通貨よりも外国通貨、 幣とすることを欲するであろう。 わる問題である。たとえば、一国の経済が慢性的に疲弊、 た次元の問題ではなく、 外国通貨を勘定貨幣とすること自体を民法等によって禁ずるほかないであろう。 このような国家が自国通貨の威信を支えようとするならば、それは為替管理と とりわけ世界経済における基軸通貨のいずれかを勘定 混乱しており、 当該国家の法貨に対する信頼が極度に 低

(296) 2

いる。 自体の給付を明示的に条件としない限り、 する債権に準じて扱う旨を定めている。 ること、 まして本邦通貨の効力を排除するものでもないから、 が国においては、民法四○二条三項が、外国通貨の給付を目的とする債権について、本邦通貨の給付を目的 以上によれば、 明らかである。 わが国の民法上、 しかし、 本邦居住者は内国取引において任意に外国通貨債権債務の帰属主体たりう 債務者は本邦通貨をもって弁済しうる旨が、 同条項は、 外国通貨をもって債権額を指定したときでも、 外国通貨に本邦通貨としての効力を認めるものでは 民法四〇三条に定められ 外国通貨 て な

定期間内にこれらを外国為替公認銀行、両替商または郵便官署に売却する義務が課せられていた。 (2) 国においてこのような集中制度がとられていないこと等を背景に、外貨集中制度は廃止された。 生じる余地も少なかったと言えよう。 が居住者間に存続すること自体が稀なことであり、それゆえ、内国取引における外国通貨債権をめぐる法的紛争が 部商社が銀行に外貨預金勘定の保有を認められるといった例外を除いて、わが国においては事実上、外国通貨債権 貨集中制度がとられてきた。すなわち、 居住者が適法に取得した外貨または外国通貨債権を継続的に保有することを認めるための要件が徐々に緩和され、 が国の為替管理上はどうであろうか。 しかしその後、 一般居住者については、外貨債権または対外支払手段を取得した日から わが国におい 昭和四七年五月に至り、 ては、 第二次大戦後、 比較的長期に 当時の国際収支の黒字基調や欧米諸 わたって、 そして、これ以降、 したがって、 11 わ

を検討する環境が整ったと言えよう。 に自由化されるに至った。これによっ て、 わが 国において ę 内国問題とし て、 外国通貨債権に関する法的

引等を通じて外国通貨債権の債務者となるといった事態が常に生じている。 通貨に置き換える実益に乏しいからである。 銀行取引以外の通常の内国取引、 が国においては典型的事例であると思われる。本邦通貨が世界経済における有力な基軸通貨のひとつとなった今日、 に属する行為であり、 ところで、 内国取引によって外国通貨債権債務が生じる場合、 銀行がいわゆるインパクト・ローンといった外国通貨債権の債権者となったり、 たとえば商事売買取引等において、 これに対して、銀行取引においては、外貨の取扱いはその日常の営業 その当事者の一方が銀行であるということが、 売買代金債権等の勘定貨幣を、 わざわざ外国 外貨預金取

そうの議論が必要であろう。 かという点にあるものと思われる。 外国通貨債権を自働債権とする相殺 している。そうとすれば、当然のことながら、 このような現状をふまえ、近時、銀行実務家を中心に、外国通貨債権をめぐる法的諸問題への関心が高まりつつ その関心は主として、外国通貨債権の債権者としての視座から、 たとえば、 (異種通貨債権間の相殺を含めて)の問題の検討などが現実的課題として登場 外国通貨債権を被担保債権とする担保物権の設定やその実行方法、 外国通貨債権を執行債権とする強制執行のあり方につい 当該債権の管理、 回収をいかに ても、 考えるべき b っ

場合に生じるであろう問題の検討をなすことも、 拡大すれば、 銀行による外国通貨債権の管理、 この種の預金も銀行の債権保全の引当てとして無視しえない存在となるであろうし、 回収の問題を視野に含めつつ、 また重要な課題であると言える。 銀行が外国通貨債権の債務者となっ すなわち、 外貨預金等の取引量 外貨預

である。

預金者の一般債権者にとって、 強制執行の目的財産として無視しえない存在となろうからである。

議論の契機を提供しようとするものである。 のあり方について、 は目的債権となるといった場面が少なからず生じることとなろう。したがって、 このように、 今後の銀行取引にあっては、 ある程度総合的な検討が不可欠であると言えよう。 外国通貨債権が、強制執行において、 本稿は、 右の問題に関するさしあたっ 外国通貨債権にかかる民事執行 あるいは執行債権となり、 ある て の

稿においては、 貨の給付を目的とする債権に準じて取り扱おうとしている。そうとすれば、 行手続きのあり方を考察する。 権を執行債権とする場合にあっては、 する規定が存在するのみであり、肝心の民事執行法中には、外国通貨債権の取扱いに関する規定が存在しない。 面における外国通貨債権関連規定としては、 る実体法上の取扱いが反映されるべきであると考えることを出発点にするのが自然ではなかろうか。 示された債務名義に基づく外国通貨債権に対する執行手続きのあり方を考察する。 先に述べたように、わが国においては、実体法たる民法が、 右の姿勢を出発点としつつ、以下の場面を対象として検討を進めることにする。まず、 次いで、 かかる債権が表示された債務名義に基づく本邦通貨債権を目的債権とする執 逆に、外国通貨債権が目的債権となる場合にあっては、 破産法! 二一条、 会社更生法一一七条等に、 外国通貨の給付を目的とする債権につ さしあたって、 外国通貨債権の評価額に 手続法においてもか 本邦通貨債権が表 ただ、手続法 M 外国通貨債 て、 本邦 本 か

外国通貨債権を執行債権とする本邦通貨債権に対する執行手続き 求める債務名義に基づく本邦通貨債権の差押え) (外国通貨の給付

が国の国内法上、 裁判所が外国通貨債権の支払いを命じうることについては、 とくに問題がなく、(5) したが て

本邦通貨への強制兑換の原則があることを示唆するものがある。 う執行手続きの上の不都合を回避するためには、主文において円貨による支払いしか命じることができな としていると解しうると述べるもの、 判所が金銭の給付を命じる場合には、 わが国における金銭の給付を求める訴訟および執行は、 あるいは、 常に本邦通貨によるべきであるという旨を示唆する見解も見うけられる。 判決時において給付目的物の価額を円貨により確定しえないとい わが国の法定通貨すなわち円貨によることを原則 いとい う

るという政策の採用に踏み切っている。 けた英国も、有名なMiliangos v. George Frank (Textiles) Ltd. 事件以降、 割りを果たしているいわゆる先進国においては、 裁判所が自国通貨の支払いしか命じることができないとする考え方を採用する国は、 もはや例外的であると言える。 裁判所が外国通貨の支払いを命じう かかる考え方を近時まで維持し続 今日の世界経済の牽引的

あると解される。 該債務名義上にこれに相応する何らかの本邦通貨の表示がなくとも、 力をなすべきである。 外国通貨債権にかかる訴訟において、 外国通貨債権に対応すべく、現行執行法規定の目的論的な解釈によって、これらを可能な限り回避する努 したがって、債務名義上に一定額の外国通貨の給付を求める請求権が表示されておれば、 強制兑換の原則は採用されるべきではなかろう。 それは債務名義として完全かつ有効なもので 執行手続上の不便、 不

則ってなされうるか否かに関しては、 次に、 外国通貨債権のみが表示された債務名義の執行力ある正本に基づく強制執行がはたして金銭執行手続きに 従来、 訴訟法学者によって、 およそ以下のような構成が唱えられているよう

することが明らかであるという性質の外国通貨債権が存在することは否定しえない。したがってこと自体に意味があり、所期の通貨と異なる通貨で弁済がなされるのでは取引の目的を達せず、 国通貨債権であっても、 取引において生じる外国通貨債権は常に不真正外国通貨債権であるとは断言しえない。内国取引を通じて生じる外取引において生じる外国通貨債権は常に不真正外国通貨債権であるとは断言しえない。内国取引を通じて生じる外 払いを命じるものであれ、 確かに、 であろうか。 取引形態が多様化している今日、純粋な内国取引であっても、債権者がまさに外国通貨の弁済を受ける 強制執行手続きの上で、両外国通貨債権に右に示されたような区別を設ける合理性がどの程度存在する たとえば、 真正外国通貨債権と不真正外国通貨債権の両者が存在することを認めるべきであろう。 ある判決主文が外国通貨の支払いのみを命じたものであるならば、 不真正外国通貨債権に基づいて支払いを命じるものであれ、 したがって、必ずしも、 その性質に何らの差異はな たとえ当該支払債務 当事者の意思に反 内国

る考え方に疑問を呈し、 合致しないものであり、 外国通貨を単なる物とみて、 債権者の保護にも欠けるのではないかと指摘する見解がある。(イワ)とのような考え方は、貨幣の国際性または統一貨幣への需要が高まっている時代の要求に 執行法上これを代替物の一定の数量の引渡請求権としてその執行方法によるべ しとす

てなされるべきことになる。 された債務名義に基づく強制執行は、本邦通貨金銭債権に準じて、 この見解に従えば、 真正外国通貨債権であれ、 不真正外国通貨債権であれ、 民事執行法第二章第二節の規定するところに 外国通貨債権が執行債権として表示 従

国通貨債権については、 不真正外国通貨債権についてこれを金銭債権とみなして金銭執行によることができると解しつつ、 ともに金銭債権であると解 貨を直ちに本邦通貨と同等の法貨であるとみなすことはできないが、 法面における要請は、 ではなく、 貨幣と厳然と区別し、 り、外国通貨を自由貨幣とまったく同視することもできない。(18) として、 に表示された実現さるべき給付請求権が、 今日のような複雑な経済的分業に基づく取引社会においては、 たとえ内国取引であっても、自国法貨のみに頼ることに限界があることは、首肯しうるであろう。 わが国において継続的に安定した為替相場の成り立つ通貨であることを前提とする)。 整合性を保ちつつ手続法面にも反映されるべきであろう。そうとすれば、執行債権としての 本邦通貨に近い地位を与えるべきではなかろうか(もちろん、すべての外国通貨という意味 金銭執行によることができないと解する必要は、まったくないのではなかろうか。 金銭執行によることができると結論すべきであろう。 真正外国通貨債権たると不真正外国通貨債権たるとを問わず、 今日ではむしろより積極的に、 多種多様な取引を媒介するための一 少なくとも民法四〇二条三項の適用がある限 外国通貨を他の自由 一方で、 このような実体 般的価値尺度 外国通 両者は 債務名 真正外

\*

給付権行使の意思表示をした場合の効力如何、といった問題は、まったく別次元の問題である。 貨債権者が原告として本邦通貨による支払いを裁判上求めうるか、あるいは、 示が存在しないことを前提としての議論である。 以上は、 言うまでもなく、 外国通貨債権が執行債権として表示された債務名義上に、何ら本邦通貨の一定額の表 したがって、不真正外国通貨債権にかかる訴訟において、 債務者が裁判上本邦通貨による代 外 国通

貨によっ 機として議論がなされている。この事件は、外国通貨債権の債権者が弁済期に弁済をしなかった債務者の連帯保証 外国の通貨又は日本の通貨のいずれによって請求することもできるのであり、民法四○三条は、 人に対して外国通貨によらず本邦通貨による支払いを求めたものである。 周知のように、 が、「外国の通貨をもって債権額が指定された金銭債権は、いわゆる任意債権であり、 て請求した場合に債務者が日本の通貨によって弁済できることを定めるにすぎない」と判示したことを契 かかる問題については、最高裁昭和五〇年七月一五日第三小法廷判決 債権者は、 (民集二九巻六号一〇二九 債権者が外国の通 債務者に対し、

権を与えることを前提とした規定でないことを理由に、最高裁の見解を支持しえないとするものが有力である。 ほか本邦通貨による支払いによっても免責されることを認めたにすぎない規定であり、 選択権を与えるという結論を採ったことに対しては、批判が多い。すなわち、民法四〇三条は債務者が外国通貨の を徹底すれば、 最高裁が、 あるい 一般論としては、 は 債務者による履行遅滞状態にある不真正外国通貨債権の債権者に対して、 債務者に履行遅滞による為替相場の変動を利用することを可能ならしめ、 事情の変更により、 民法四○三条によれば債務者にのみ代用給付権があると解すべきであるとしつつも、 債務者にのみ代用給付権を認めることが不当な結果を生じるときに限っ けっ 事実上本邦通貨による給付 衡平に反するとの理由か して債権者に給付選択 これ

についてのみ是認しようとする。

者に代用給付権を与えたのである以上、かかる結果を甘受するのもやむをえないのではなかろうか。 り、塡補されれば足り(28)不公平と言えようが、 何ら特段の効果は生じないと解される。債務者に履行遅滞のある(%)本来の給付たる外国通貨による支払いを請求しうるのみであり、(25) かつ迂遠な解決方法であるかかつ迂遠な解決方法であるか。 からの民法学者の一般的理解であると思われる。(34) 不真正外国通貨債権のいわゆる代用給付権は、 塡補され れば足りる。 かかる損失は、遅延利息によ 、損害賠償による為替差損の塡補という方法は、 かもしれないが、債権者があえて不真正外国通貨債権という形態の債権を選択し、 債務者に履行遅滞のあるときに、 債務者のみに認められ、 したがって、 927 あるいは遅延利息以外の損害賠償として認定することによ 債権者が代用給付を請求する意思表示をしても、 債務者が代用給付権を行使するまでは、 現実問題としては必ずしも容易でなく、 債権者が為替差損を負担するのは確かに 債権者にはこれがないと解する 債権者は Ď が、

棄却されるべきである。(ミロンもできず、かかる支払いを請求することまたは宣言を求めることは、 る支払いをいわゆる代償請求の形で訴求することも、 あって、本邦通貨による支払いを求める権利はないということになろう。そうとすれば、国通貨債権にかかる請求の趣旨としては、裁判上あくまで債権者は外国通貨による支払い 以上に鑑みれ ば 債権者は債務者に対して代用給付権を行使せよと請求する権利もないのであるから、 本邦通貨で支払ってよい旨の宣言を求める形で訴求すること いずれも実体法上の権利を欠くものとして、 そうとすれば、 債権者は、 (給付)を求めるべきで 本邦通貨によ 不真正外

それでは逆に、不真正外国通貨債権の債務者が、 意思表示は原告たる債権者の請求に何らかの影響を及ぼすであろうか 訴訟中に、 代用給付権を行使するという意思表示をした場合

を受けたのとまっ 為替相場のうち、 通説である。 生の請求権が消滅することは当然である。(32) もちろん、 の自由を前提として、債権者が給付を受けた本邦通貨を直ちに外国通貨に換えるならば、 債務者が代用給付権を行使して、 具体的にどの相場を適用すべきかについて私見を付言しておくと、 外国通貨売相場によるのが適当であろう。 たく同様の利益を受けることができる点に着目したものであると解する限り、(34) この場合の換算率は、現実の履行時の相場によると解するのが民法上 現実に適法な換算による本邦通貨の支払いをすれば、 民法四〇三条の趣旨を、 銀行の対顧客直物 外国通貨で給付 それによっ 内外通

求には、 求には、何ら影響がないと言うべきである。(タス)支払いをなすという意味での代用給付権の適法な行使がない以上、 通貨で支払う旨の意思表示をすれば、 と解するものか否か、 とにより、 によって支払われるべき債務が新たに成立するというものではなく、 ·が、もっとも民法四〇三条の趣旨に適すると述べる見解があるが、この見解が、あたかも相殺の意思表示のよう債務者が代用給付権を行使したときにはじめて、裁判所は本邦通貨による支払いを命ずることができると解する 債務者において代用給付権行使の意思表示を裁判上なすことができ、当該意思表示は訴訟法上の効果を生じる 何ら影響がないと言うべきであ 本来の給付を免れうるというだけの権利であるのが原則である。(36) 必ずしも明らかではない。そもそも、 その表示のみによって本来の債務が消滅し、 債務者の代用給付権は、 代用給付権行使の意思表示のみでは、 現実に代用物たる本邦通貨の支払いがあるこ したがって、 これに代わって代用の本邦通貨 単にこの権 現実に本邦通貨によっ |利を行使して本邦 原告の て

外国通貨の支払いのみを請求することとなり、 りえないことになる。 以上を総合すれば結局、不真正外国通貨債権にかかる訴訟に そうとすれば、 裁判所は、 債務者においても、 原告の請求に理由があれば、 において、 裁判上、代用給付権を行使するということはあ 債権者たる原告は、 外国通貨による支払いを命じる判決 常に 本来の給付 である

真正外国通貨債権の支払いを命じる判決と、 を下すよりほかない。 当該半決主文に一定都の本邦通貨の表示が存在する余地はない。 その内容および性質におい て、 何ら変わりはないという結論に そして、 かかる給付半決 になろう。 は

どの段階で外国通貨を本邦通貨に換算して、 判決主文には外国通貨の支払い(給付)のみが命じられることになる。その主文には、補充的に一定額の本邦通貨 きは、真正外国通貨債権にあっては常に、不真正外国通貨債権にあっても現実に代用給付権の行使がない まま債務名義とし の支払いを命じるいかなる付帯条件も宣言も付されるべきではない。(38) 以上のように、 わが国の内国取引にかかる外国通貨債権の訴訟において、 強制執行を申し立てることができる。残された問題は、強制執行の手続きを進めるうえで、 金銭執行手続きに乗せていくことができるかという点であ そして債権者は、 原告たる債権者の請求に理由があると 当該給付判決をもっ 限り常に、 てそ

におい 債権とする強制執行が認められて 貨債権の満足も日本銀行券でなされることを認められ 当該外国通貨と同種の外国通貨債権を有していない場合には、執行不能という事態が生じることになる。 外国通貨で表示された判決を債務名義とする強制執行が認められるにもかかわらず、債務者が第三債務者に対して 象として差押手続きがとられなければならないということになろう。 せられるべきであるから、金銭債権に対する執行の場合には、債務名義に表示されたのと同種の外国通貨債権を対 きわめて形式的な議論をすれば、 、ては、 かる形式の債務名義を認める実益そのものを否定することにもなりかねない。 わが国の法貨たる日本銀行券が公私一切の取引に無制限に通用するものであることを理由 61 純理論的には外国通貨債権の強制執行はあくまで当該外国通貨によって満足さ るべきであるということを前提とし しかし、 こう解する余地しかないとすれ それゆえ、 て39 本邦通貨債権を目 強制執行手続き 区 てれ は事

場を通じて所期の外国通貨に転換することにより、本来の外国通貨の交付を受けたと同様の結果が生じるのが望ま 弁済されたものとみなされるとすれば、 でき、差押債権者が第三債務者から支払いを受けたときは、その債権および執行費用は支払いを受けた額の限度 て良しとすべきであろう。 外国通貨表示の債務名義をもとに本邦通貨債権を差し押え、差押債権者が当該本邦通貨債権を取り立てることが したがって、右にできる限り近い結果を生じる可能性がより高い時点をもって換算できるならば、さしあたっ 理想とすれば、 差押債権者が支払いを受けた本邦通貨を直ちに外国為替市

(306) 12

権者は、 しては、 現在考えうる最善の方法と評価しうるのではなかろうか。 )換算された本邦通貨額に従って手続きが進められているようである。具体的にいかなる相場の適用現在の実務上は、債権者による執行が求められる段階で、申立ての前日の相場によって換算が行わ これ以降の為替相場変動の危険を負担せざるをえない。 必ずしも明らかではないが、直物相場のいずれかであることは容易に推測しえよう。 しかし、 具体的にいかなる相場の適用があるかに関 執行申立段階における換算という方法は、 右によれば、 ń 以後は

立権が発生するのに最も近い相場という意味では、 当事者の主導権が認められている。 体的な換算相場としては、 をなさしめ、 執行の申立てが可能である。 執行手続きは、けっして執行機関が職権でその手続きを開始するわけではなく、 公正に関与することができ、 彼が取り立てた金銭をその満足のために利用するという形が原則となっている。そうとすれば、 やはり外国通貨売相場が適当であると考える。 債権執行にあっては、 外国通貨債権者の被る為替変動の危険を最少限にとどめるべ したがって債権者は、 執行申立時の相場を選択するよりほかない。 換価の方法が、 ある程度まで自己に有利と思われる相場時期を選択して その債権の取立権を差押債権者に与えて取立て 執行手続きの開始に関する限 なおこの場合の具 彼に現実の取 執行

おいて当日の相場が決定しておれば、その限りで申立時の相場によると考えてもいいのではなかろうか 用している以上にすぐれた適当な方法は考えられない。ただし、 押債権の弁済期における先物相場による換算といった工夫の必要性は感じるもの 執行申立ての前 日の相場によるよりは、 Ø, 現段階に お いては、 実務 申立時に が採

売相場による換算を介することにより、 義に基づいて執行の対象となる金銭債権が本邦通貨債権である場合には、 わけである 債務名義に表示された実現さるべき給付請求権が外国通貨の給付を目的とするものであっ 金銭執行として民事執行法一四三条以下の債権執行手続きに乗せていけ 執行債権の執行申立時における外国通貨 て、 当該債務名

### \*

本邦通貨額を基準に判断することにならざるをえない。 形で外国通貨債権執行手続きを進める場合、 超過差押えの禁止、 差押えの競合等の判断に関しては、 後

債権 合、二口とも差し押さえることが可能である。 であれば つの債権の価額が差押債権者の債権および執行費用の額を超えるときは、 =一二五円であれば、 超過差押えの禁止について言えば、目的債権を単位とし、 の全部を差し押さえることができるが 61 (同法一四六条二項)。 口の定期預金しか差し押さえることができない 差押命令が送達された銀行にたとえば執行債務者の各六○○万円の定期預金が二口 右によれば、 (民事執行法一四六条一項)、 しかし、 かりに執行債権が五万米ドルであり、 同じ例において、 目的債権の価額が執行債権額を超えるときでも、 執行申立時の相場が 執行裁判所は、 目的債権が複数の場合、 執行申立時の相場が一米ド 他の債権を差し押さえて 一米ド 差し押さえた一 ル 一五円 ある場 目的

囲は一一○○万円である。 を目的債権の一部(多くは執行債権額にあわせて)にとどめ、 ル=一○五円であれば、このときは差押えの競合は生じないことになるわけである。 個の債務名義に基づいて、この額の範囲にとどめて、 示された債務名義に基づき、この額の範囲にとどめて、 であるといえよう。 が国にお このときは差押えの競合が生じることになる。 の相場が一米ドル=一一五円であれば、 申立時の相場が一米ドル=一一〇円であれば、この申立てに基づいて送達された差押命令の効力の及ぶ範 いては、 かかる形で差押命令が送達された場合を考えてみよう。 とりわけ預金債権の差押えについては、 その後、この同じ定期預金に対して、 第二の差押命令の効力の及ぶ範囲は一一五〇万円ということに しかし、第二の差押命令にかかる執行申立時の相場が一米ド 別の執行債権者による第二の差押命令が送達され、 二二○○万円の定期預金に対して差押命令が送達され 差し押さえられる範囲を申立書に明示するのが 執行債権者が差押えを求める場合に、 やはり一〇万米ドルの給付請求権が表示さ かりに一〇万米ドル の給付請求権 差押え こちらの の限度 た別 たと なる

修正された平等主義がとられているのであると解さざるをえま 債権としての外国通貨債権については、執行機関において可能な限り適正に換算した本邦通貨額を基準に、 右に示したように、 差押えの効力の及ぶ範囲も自ら異なってくることになる。 かかる事態は、 たとえ執行債権額が同額であっても、 民事執行法が基調とする平等主義と矛盾するであろうか。 外国通貨債権にあっては、 63 執行債権が本邦通貨債権であれば、 申立時の相場が異なっ この点に関しては、 かかる事態は て お

# 、英国 Choice Investments Ltd. v. Jeromnimon 事件の検討

本邦通貨債権の支払いを命じる債務名義に基づい て外国通貨債権を差し押さえることが可能であることは言うま

も、右の要件を満たす限り被差押適格を有する。被差押債権る執行債務者に属するとされる権利であれば足りるからであ る債権」であると解すべきである。 1 被差押債権としての外国通貨債権もまた「金銭の支払を目的とす ż したがっ 1 Į 7 て、 外国通貨で表示された債権であっ Í δ て

の下に争われたものであって、 いては、 本邦通貨債権の支払いを命じる債務名義に基づいて外国通貨債権の差押えがなされ Choice Investments Ltd. v. Jeromnimon 事件をとりあげてみよう。 調べた限りでは見出せなかっ 以下の当事者はすべて英国居住者に該当する。 た。そこで、 、このような問題を検討する手がかりとして、 この事件は、 たという具体例は、 およそ以下 近時の英国判例 のような事 わ が国に

執行裁判所に対して、 えば銀行が債権の存否自体をめぐって係争中であるといった理由) 対して garnishee order nisi が送達された場合、 計約二四〇〇ドル (garnishee order nisi)を取得した。YıはYz銀行に米ドル建て外貨通知預金債権を有しており、その残高は元利合 確定するまで、 対する関係で免責される。 段の理由が無ければ、 その約二カ月後、 または、 余であった。 一○○○ポンド余の金銭債権の支払いを請求する訴訟にお 債務名義に表示された額に相当する額の支払いをなすよう命ずるものである。 Xは、county court において当該勝訴判決に基づき、 解除されるまで、 差押命令は確定し (garnishee order is made absolute)、 garnishee order nisi の送達は、 当該外貨預金債権を被差押債権として差押えがなされたわけである。 13 っ 当該命令は、銀行がそうすべきでないという何らかの理由 さいの処分が 禁じられ 同時に支 がない限り、 禁止 Y₂銀行を第三債務者とする差押 いて、 一定期間内に、差押債権者または (injunction)  $\otimes$ 銀行が支払いをなせば、 債務者Yiに対する勝訴判 効 力 が そ して、 銀行に (たと 銀行 命令

という点であった。 適格を有する債権に該当するのか、 るよう命じたのであるが、 債務名義表示額および執行費用に見合うだけの米ドル建て債権額を英ポンド建てに転換したうえで差押手続きをと 本件において、county court は、差押命令送達日の前日の外国為替市場における対顧客買相場の終値によっ これに対してソが上訴したのが本事件である。 そうであるとしても、 county court が命じた換算方法は正しいと言えるのか、 主たる問題点は、 外貨預金勘定が被差押

通貨で支払われる債務は、差押えが許されるべきである」。(40)を免れてしまうであろう。このようなことは許されない。英ポンドの給付判決の執行のために、 法事情である。そうでなければ、英ポンドによって支払われるべき債務を負いながら、銀行にポンド建て預金を有 元金〕およびその利息を含むものである。とりわけ、為替管理が撤廃された現在において、 している債務者は、その預金をポンド建てから外国通貨建てに転換するという簡単な手段によっ もって支払われる額を含むものである。それゆえそれは、 被差押適格を有するとされているのであるが「私の意見によれば、debts という文言は、本邦において外国通貨を 前者の問題点について、 本件を担当した Denning 判事は、次のように述べた。 本件における二三五八ドル五五セント すなわち、 法律上、 右はきわめて望まれる て、 本邦において外国 〔本件の通知預金 常に強制執行 debts のみ

このように、きわめて明快に外国通貨債権の被差押適格を認めている。

客買相場をもって転換するならば英ポンド給付判決相当額に転換しうるだけの米ドル額である」。そして、 必要な額につき支払禁止措置をとる必要があるが、 差押えの効力の及ぶ範囲およびこれを決定するための換算方法に関しては、 差押命令の送達を受けた場合、 銀行は通常の営業の過程のなかでできる限りすみやかに米ドル建て預金のうち その額は、「支払禁止命令の送達時点において、送達時の対顧 次のように判示され てい る。 差押命 す ts

すことになる」。 <sup>(47)</sup> 分な額を超えるのであれば、 者に支払うべきである。 に見合う必要な範囲で、 て債権としてその性質のまま支払いを差し止めておくが、「差押命令が確定すれば、 令が送達されただけの段階においては、 当該被差押額を米ドルから英ポンドに転換すべきである しかし、(為替変動の影響を被ることによって)被差押額が、 そうである限り、 当該米ドル建て債権を英ポンド建て債権へと転換することなく、 銀行はその余剰額を差押えから解放し、 銀行は、 -そして、 給付判決額を満足するに十 請求あれば預金者に払い 英ポンド給付判決額 その金額を差押債権

差押債権者が負担するという結果になる。 転換額 ることはない)。 余剰額は執行債務者に返還され、転換された英ポンドの金額が給付判決に表示された金額に満たないときは、 点における買相場によって被差押額を英ポンドに転換して、 は 付判決に表示された英ポンド額(執行費用を含む)に転換しうるだけの外国通貨額相当の部分である。 相場の変動によって、被差押額から転換された英ポンドの金額が給付判決に表示された金額を超えるときは、 通貨債権のままの状態で、 る差押命令が送達されたとき、当該外国通貨債権に対する差押えの効力の及ぶ範囲は、送達時の買相場によって給 決に基づいて、 Denning 判事の述べるところをまとめれば、 外国通貨債権を英ポンド債権に変更する効力がなく、 の全額が差押債権者に支払われることになる(8) 外国通貨債権に対する強制執行をなすことは可能である。 したがって、 いっさいの処分が禁止される。 右の手続きによれば、 以下のようになる。 差押命令送達の時から換価の時までの為替相場変動の危険は (差押えの効力の及ばない部分からこれ以上の支払い 差押命令が確定すると、 差押えの効力の及ぶ範囲で、 差押債権者にこれを支払うことになる。この時、 すなわち、一定額の英ポンドの給付を命じる判 外国通貨債権の債務者を第三債務者とす 第三債務者は、支払いをなす時 当該外国通貨債権は、 差押命令に 外国

て、

こうすることにつき、 Denning 判事は、 かかる手続きをとる根拠として、「この手続きが銀行に不利になる理由がない」とだけ述べ、(4) それ以上の根拠を示していない。

らく金利要因を含まない電信買相場 (telegraphic transfer buying rate なお、本件判旨中の買相場 (buying rate) について付言しておくと、 判旨中に明確な記述は存在しないが、 いわゆる T. T. B. rate) を指すものと おそ

吗 本邦通貨債権を執行債権とする外国通貨債権に対する執行手続き(本邦通貨 の差押えについて 給付を求める債務名義に基づく外国通貨債権の差押え) 本邦居住者外貨預金 O

は とすれば、事実上、被差押債権のほとんどは、 わが国において、 本邦居住者外貨預金の差押えを念頭に、 本邦通貨の給付を求める債務名義に基づいて外国通貨債権を差し押さえるという事態が生じる この問題を考えることとする。 銀行を第三債務者とする外貨預金債権ということになろう。

は、真正外国通貨債権であろうか、それとも、不真正外国通貨債権であろうか。 外貨預金債権も預金債権であるから、金銭消費寄託契約に基づく債権であることは言うまでもないが、 この債権

には債権者たる預金者にあるものと考えられる。しかし、預金者が外国通貨による払戻しを求めた場合でのかに関する給付選択権は、払戻しの請求があった時に外国為替市場が開かれていることを前提として、 債務者たる銀行が当該外国通貨を入手しえない場合等には、 外貨預金の払戻しにあたって、 外国通貨によって払戻しを受けるのか、または本邦通貨によって払戻しを受ける しかし、預金者が外国通貨による払戻しを求めた場合であっても、 当該通貨による弁済でなくとも債務不履行ならないよ

考えられよう。 い場合には、為替管理法規の許容する範囲内で、銀行に民法四○三条に基づく代用給付権が認められているものと うに外貨預金規定において手当てがなされている。 したがって、外貨預金債権は、この限りにおいて、不真正外国通貨債権であると言うことができる。 かかる場合または預金者による給付選択権の明示的な行使が

定の問題と差押えの効力の及ぶ量的範囲の確定の問題である。このうち前者の問題については、外貨預金であろう どの限度で差押えがなされるべきか、という点が明らかにされなければならない。 債権執行にあたっては、 円建ての預金であろうと、ある程度概括的に客観的にみてどの債権であるかわかる程度に特定されていれば足 検討を要するのは後者の問題である。 差押えをしようとする債権が外国通貨債権である場合に限らず、およそどの債権につき 端的に言えば、 被差押債権の特

三債務者のもとに送達された時点において、本邦通貨を共通尺度として執行債権額と比較する必要がある。 を進める上での便宜に鑑みれば、法貨たる日本円ということになろう。 令が送達された場合には、目的債権たる当該外国通貨債権の価額を、差押えの効力が生じる時点すなわち命令が第 差押えの時点で、 れており、目的債権額が外国通貨によって表示されている場合には、右の執行法一四六条二項の制限を満足すべく、 超過差押えの禁止に関する民事執行法一四六条二項の制限がある。 執行債権価額と目的債権価額とを同一尺度で比較する必要が生じる。同一尺度とは、執行手続き したがって、 執行債権額が本邦通貨によって表示さ 外国通貨債権に対する差押命

貨定期預金の差押えのみが許されることになる。 円であるとすれば、 右によれば、かりに執行債権が一一〇〇万円の場合、差押命令の送達を受けた時点の為替相場が一米ドル 目的債権として各一〇万米ドルの外貨定期預金が二口存在したとしても、そのうちの一口の外 しかし、 その時の為替相場が一米ドル=一〇五円であれば、 = 10 二口

とも差し押さえることが可能であるということになろう。

と目的債権価額との同一尺度による比較という目的に照らせば、 定幅の銀行マー することは疑問である。売相場にせよ買相場にせよ、 と言えよう。 先の英国判例は、この場合の換算相場として電信買相場を採用したようであるが、 対して本邦通貨と交換に外国通貨を売却または購入する際に適用される相場であり、市場相場を基準として一 ジン したがって、 (利ざや)を乗せて加減して算出されるものである。(3) この場合の換算率は、 当日の市場動向をもっとも的確に反映して決定される仲値によ かかる相場は銀行の対顧客相場である。 かかる銀行マージンを勘案する必要はまっ 執行手続きの過程における執行債権価額 買相場を換算尺度として採用 すなわち、 銀行が顧 たく無

差し押さえられる範囲を申立書に明示した場合についてはどうか 次に、 執行債権者が差押えを求めるに際して、 執行債権額にあわせて差押えの限度を目的債権 あ 部 にとどめ

るべきである。

て目的債権たる外国通貨債権価額を評価して差押えの効力の及ぶ量的範囲を決定することになるが、 かかる申立てに基づいて差押命令が送達された場合にも、第三債務者が命令の送達を受けた時点の為替相場に 同一の外貨預金に対する重複差押えがあった場合に、 以下のような問題が生じる。 ج れに

命令が送達された時に、 求める債務名義に基づい とすれば、 の外貨定期預金に対する差押命令が送達されたとしよう。送達を受けた時点の相場が、 かりに一八○○万円の給付を求める債務名義に基づき、 当該差押えの効力の及ぶ範囲は、 当日の相場が一米ドル=一二五円であったとすれば、 て、 やはりこの範囲に限って、 一五万米ドルということになる。 重ねて同じ外貨定期預金に対して、別の債権者による差押 一八〇〇万円の範囲にとどめて、 当該差押えの効力の及ぶ範囲は 後日、 同じく一八〇〇万円の給付を 一米ド 二九万五〇〇〇米ド ル=一二〇円である

された時点で適用された換算率を、これ以降の差押えについても維持せざるをえないのではなかろうか る重複差押えが許されており差押債権者間では平等主義が基調とされていることに鑑みて、 現実の満足にも差異が生じることになり、民事執行法が基調とする平等主義が覆えされる結果となろうからである。 かる不都合な結果を避けようとするならば、目的債権たる外貨預金価額の評価尺度については、 外貨預金を差し押さえたにもかかわらず、 の差押命令にかかる執行債権額も第二の差押命令にかかる執行債権額も同じく一八〇〇万円であ 差押えの効力の及ぶ範囲に差異が生じることによって、 最初の差押命令 同一債権に対す 執行債権の かつ、 が

の効力の及ぶ範囲を共通の換算率によって導くことが明快な解決方法となるからである。 条一項に基づくいわゆる権利供託なのか、同条二項にいわゆる義務供託となるのか、 替変動にかかわりなく、 て、 重複差押えがあった場合、 こう解することは、 二九万五○○○米ドルの外貨定期預金に対し一八○○万円の範囲で差押命令が送達され、その時点の相場が 一二〇円であった場合、 第三債務者にとっても執行手続上の便宜を提供する。 当該外貨定期預金に対する差押えの競合が生じることになる。 第三債務者のなす供託に関する民事執行法一五六条の規定に関連して、 同じく一八〇〇万円の範囲で第二の差押命令が送達されたときは、 すなわち、 を判断する際にも、各差押え 同一の外国通貨債権に対す したがっ て、 当該供託が同 その後 先の例 の

範囲を確定することになるとともに、 以上をまとめると、 送達を受けた時点の為替相場 わせて目的債権たる外国通貨債権の一部に 本邦通貨の一定額の給付を求める債務名義に基づき、 (当日の仲値)を用いて目的債権価額を評価することによって差押えの効力の及 以後重複差押えが生じた場合の換算率も、 限って差押えを求め、 これに従って差押命令が送達され 執行債権者が差押えの限度を執行債 最初の差押時における換算率

続きにおいて、換算を行うのは第三債務者にほかならないからである。 そのまま適用されるということになる。なお、第三債務者は、差押債権者に対して、 て執行に協力する義務を負うが、 かかる第三債務者の陳述書には、 右の換算率を表示すべきであろう。 一定の事項を陳述することに

> 22 (316)

者として、 押さえた債権の取立権能を付与されたわけであるから、 いっさいの行為をなしうる。したがって、 ら一週間を経過したときは、その債権を取り立てる権能を与えられる。差押債権者は、 外貨預金を差し押さえた差押債権者は、 本邦通貨による給付選択権を行使しうるであろうし、現実に、行使することとなるであろう。 彼が弁済期の到来した外貨預金を取り立てようとする場合には、 民事執行法一五五条一項本文に基づき、 自己の名において取立てのために必要な裁判上、 銀行に差押 法律の規定によって差 命令が送達 裁判外の され 取立権 た 日

おける電信買相場である。この換算率の適用は、本邦通貨による払戻しに関する外貨預金規定において約定されて のが通常であろう。 差押債権者が、 したがって、 本邦通貨によって外貨預金を取り立てる場合に適用される換算率は、現実に取立てをなす時点に 差押えの効力が生じた時点から、実際に取立てがなされるまでの間に、 為替変動が生じている

取り立てうる額は一一五〇万円ということになる。取立権の範囲は、 を受けた時点の為替相場(仲値) ぶ範囲は一○万米ドルである。差押債権者が取立てをなす時点の電信買相場が一米ドル=一一五円であれば、 りの部分について取立てをなすことはできない。 かりに、 差押債権者が一五万米ドルの外貨定期預金を一二〇〇万円の範囲で差し押さえ、 が一米ドル=一二〇円であるとすれば、当該外貨預金に対する差押えの効力の及 この場合、 債権者は改めて債務者の他の財産を差し押さえて満足 差押えの効力の及ぶ範囲に限られるから、 銀行が差押命令の送達 彼が

するから(民事執行法一五五条一項但書き)、 万円を取り立てることが可能となるが、 べきことになる。 を受りる余地かある。 ーた 迫に耶立てをなす時点の買相様カー外下 彼が支払いを受けうるのは、 彼は、 余剰額を直接に執行債務者たる預金者に返還する措置を講ず л || 自らの執行債権および執行費用の額を限度と 一二王尸であす 1-差担信権者に

### **※**

場合の換算率について付言しておく。銀行が差し押さえられた外貨預金の供託をなす場合には、 権を行使して本邦通貨によってこれをなすであろうし、本邦通貨による供託は関係者にとってむしろ歓迎すべきこ 外貨預金を対象とする執行手続きは、 さしあたって、右に準じて考えてよいのではないかと思う。 この場合の換算率は、 払戻しに準じて、 およそ右に示したように整理しうると思われる。また、 現実に供託をなす時点の電信買相場と解され なお、 最後に、 第三債務者たる銀行が供託をなす 仮差押えに おそらく代用給付 つ 15

- 本稿におい ては、 「居住者」の用語を、 外為法六条一項五号および六号の定義に従って用いる。
- 2 和島雄三 = 樋之口洋朗他・ 外国為替 (新銀行実務総合講座第六巻) (昭和六二年) 五 四頁。
- 3
- 4 ,同三七一号二二頁以下参照。 たとえば、飯田泰弘=式場正昭他 「座談会・外貨債権をめぐる諸問題(1) -(7)」手形研究三六三号 (昭和六〇年) 四頁以
- 国際金融取引法2 三ツ木正次「外国通貨表示の給付判決の可否」 (法務編) (昭和六一年) 九四頁。 ジ \_ リスト二八九号 (昭和三九年)三〇七頁、 澤木敬郎=石黒一

- 6 貨による請求他」判例タイムズ三三三号(昭和五一年)九八頁。 否」ジュリスト四一七号(昭和四四年)一三四頁、牧瀬義博「外国の通貨をもって債権額が指定された金銭債権と日本の通 畑口紘「外国の通貨による金員の支払について執行不能のときの代償請求として日本の通貨による支払を求める訴の適
- 一一一頁参照。 田尾桃二「外国の通貨をもって債権額が指定された金銭債権と日本の通貨による請求」法曹時報三〇巻四号 (昭和五三
- 8 右の論稿は、強制兑換の原則を批判するものである。 替相場により換算して判決すべきであるとした判断と民法四○三条」ジュリスト六一三号(昭和五一年)一二一頁。 鈴木五十三「外国通貨をもって債権額が指定された債権の円貨による裁判上の請求については口頭弁論終結時の外国為 ただし、
- 9 対する直接的な批判ではない。 判所が本邦通貨の給付を命じた点を捉えて展開されたものであり、裁判所が外国通貨による給付を主文において命じた例に かかる見解は、外国通貨債権の債権者が、 本来の外国通貨の給付に代えて、 本邦通貨による支払いを請求した際に、
- 10 Miliangos v. George Frank (Textiles) Ltd. [1976] AC 443, [1975] 3 All ER 801, HL
- $\widehat{11}$ 鈴木忠一=三ヶ月章編・注釈民事執行法②(昭和五九年)六頁〔鈴木忠一・第二章第二節概説[二四]。
- 12 兼子一・強制執行法(増補版)(昭和二六年)一五八頁、宮脇幸彦・強制執行法(各論)(昭和五三年)三―四頁。

兼子・同前、宮脇・同前四頁。

13

- 14 森下国彦「通貨交換取引の法的性質についての一考察」金融法務事情一三四六号(平成五年)一一頁参照。
- 15 かかる趣旨であるか必ずしも明らかではないが、飯田=式場・注(4)前掲手形研究三六五号六四頁飯田発言参照。
- <u>16</u> 鈴木忠・注 (11)前掲一〇頁。
- 17 同前。
- 奥田昌道編・注釈民法 10(昭和六二年)一三八頁〔山下末人・四○二条注釈Ⅱ②ア〕。

位其鸟,克伟电行为根部(取利王二年) 一力(耳参照

- 20 以下、牧瀬・注(6)前掲九四頁以下、 (昭和五四年)一三三頁以下、後藤明史「弁済の通貨」渉外判例百選(第二版)(別冊ジュリスト87)(昭和六一年)一〇〇頁 二三二頁以下、板村丞二「外国通貨表示の債権について円貨により請求することの可否と換算方法等」立命館法学一四七号 六一五号(昭和五一年)二一八頁以下、田中徹「弁済の通貨」渉外判例百選(増補版)(別冊ジュリスト16)(昭和五一年) 令に違反する保証契約の私法上の効力」判例評論二〇九号(昭和五一年)三三頁以下、五十嵐清「弁済の通貨」ジュリスト 請求他」民商法雑誌七四巻三号(昭和五一年)四五一頁以下、藤田泰弘「外国為替及び外国為替管理法並びに外国為替管理 本件に関する主たる判例研究として、 田尾・注(7)前掲一〇三頁以下、 大塚正民「外国の通貨をもって債権額が指定された金銭債権と日本の通貨による 鈴木五·注(8)前掲一一九頁以下。
- 21 鈴木五・注(8)前掲一二〇頁、 五十嵐・注(20)前掲二一九頁。
- 22 田中・注(20)前掲二三三頁。
- 23 大塚・注(20)前掲九八頁。
- 24 条注釈 []。 一・民法訂要債権総論(新版)(昭和四一年)四三頁、奥田昌道編・注釈民法.[10] 梅謙次郎・民法要義巻之三債権編(大正元年)二四頁、勝本正晃・債権法概論(総論)(昭和二四年)一三〇頁、 (昭和六二年)一四三頁〔山下末人・四〇三
- 25 三ッ木・注(5)前掲三〇八頁。
- 26 鈴木五・注(8)前掲一二〇頁。
- 27 同前。
- 28 五十嵐·注(20)前掲二二〇頁。
- 29 田中·注(20)前掲二三三頁。
- 鈴木忠・注(11)前掲九頁。

- 31 三ツ木・注(5)前掲三〇八頁、なお、神戸地裁昭和三七年一一月一〇日判決(下民集一三巻二二九三頁)参照。
- (32) 鈴木忠・注(11)前掲前掲九頁。
- 33 掲一三〇頁、松坂・注(24)前掲四三頁。 我妻栄・新訂債権総論(昭和三九年)三八頁、於保不二雄・債権総論(新版)(昭和四七年)四六頁、 勝本・注 (24)前
- (34) 中川善之助・全訂民法中(昭和三四年)二九頁。
- 示の外国給付判決について、当該外国判決に基づいて執行判決が求められる場合には、当該訴訟の事実審口頭弁論の終結時 見解がある(三ツ木正次「外国通貨表示の給付判決の可否」ジュリスト三八〇号(昭和四二年)一四四頁)。 があると否とにかかわらず、その現実の履行がわが国でなされる限り、民法四〇三条の代用給付権の行使が許されるとする までに、債務者たる被告において、その債権の準拠法がいずれの国の法律であれ、またその国の法律によるとき代用給付権 五十嵐凊「弁済の通貨」渉外判例百選(別冊ジュリスト16)(昭和四二年)九一頁。 なお、これに関連して、
- (36) 鈴木忠・注(11)前掲八頁。
- (37) 同前・九頁、田中・注(20)前掲二三二頁。
- (38) 言うまでもなく、当事者があらかじめまたは裁判手続中に外国通貨債権の本邦通貨への換算およびその率を具体的に合 能を付与されている場合にこの権能を行使すれば、 意すれば、裁判所はこれに拘束されるし、 に本邦通貨の支払い(給付)を命じるものとなる。 債権者が外国通貨債権に代わる履行として本邦通貨に換算して支払いを求める権 裁判所はこれに拘束されよう。 これらの訴訟にかかる判決主文は、
- (39) 牧瀬・注(6)前掲九九頁。
- $\widehat{40}$ 桃尾重明「外貨債権と内国通貨による支払」金融法務事情一〇二八号(昭和五八年) 五頁。
- (4) 中野貞一郎・民事執行法(下巻)(昭和六二年)五二三頁。
- 鈴木忠一=三ケ月章編・注釈民事執行法(4)(昭和六〇年)三六八頁〔稲葉威雄・一四三条注釈〕、兼子・注(12)前掲

# 一九〇頁。

- Choice Investments Ltd. v. Jermonimon [1981] QB 149, [1981] 1 All ER 225, CA.
- (4) [1981] QB 155
- (45) Id. 156.
- (47) *Ibid.*

<u>46</u>

Ibid.

- (\display) Id. 157−158.
- (\pmathcal{2}) Id. 157.
- 50 預金者が選択権を行使するにあたって、為替管理法規の制約を受けることは言うまでもない。
- 51 あります。特に、入手困難な貨幣による払戻しはお断りすることがあります。」 たとえば、さくら銀行外貨預金規定3⑵「外貨による払戻しの場合は、通貨の種類によっては取り扱いできないことが
- 52 吉原省三「銀行預金に対する差押え」新実務民事訴訟法講座 12(昭和五九年)三七八頁
- (5) 太陽神戸銀行外国業務部編・外国為替の概要(昭和五三年)二六頁。
- その他の場合は当行所定の電信買相場を適用します。」 たとえば、さくら銀行外貨預金規定3⑴「外貨預金からの円貨による払戻しの場合は、為替予約ある場合は予約相場を、

# (追記)

階において、 本稿は、 その執筆に着手する段階において、 徳田和幸教授 (名古屋大学) より、 川嶋四郎助教授(熊本大学)より、 専門的見地からさまざまな御助言をいただいたものである。 また、 およその構成がなっ 両先 た段

さんより、きわめて好意的な御協力をいただいた。なお、銀行実務に関する資料の収集に関しては、業務多忙にもかかわらず、さ

生の御教示を生かすことができず、恐縮の至りである。

(